

全労金2019春季生活闘争ニュース・第33号

《合意速報No. 15》

東海労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

東海労組は、3月27日16時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）		回 答（関連）	
		正社員	契約社員	正社員	契約社員
基本賃金		3,000円の引き上げ		応じられない	
一時金		2.9	80,000	2.9	80,000
昨年実績		2.5+60,000	60,000	2.5+60,000	60,000
安定雇用	無期転換	—	無期転換権の付与	—	応じられない
	登用制度				
最低賃金		—		—	
雇用環境	ジョブ・リターン	—		—	
	年休積立	使途追加		応じられない	
	私傷病休職				
公正処遇	年休				
	生休	金庫正職員と同様		応じられない	
	母性保護				
単組独自要求		—	特別休暇を同様	—	応じられない
		退職金増額	退職金の新設	応じられない	応じられない

団体交渉において、会社からは「今年度の収益については、税引前 4,500万円を多少超えられる見込みである。要因として、金庫の預金・融資が好調であり、とりわけ融資については目標の4倍となる純増 1,000億超の実績となった結果、融資系の各センターの収益が増加したと考えている。一方で、来年度の収支計画では、金庫の事業計画・営業推進計画を勘案して立案することになる。来年度は働き方改革の一つ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金への対応を考えなければならず、極めて厳しく重要な年度である。貴労組からも理解と協力をいただきたい。そのような中、今年度の収益目標の大幅な超過達成を成し遂げたサービス社員全員の頑張りに応えるものとして年間一時金で応えることを判断した。回答全体としては厳しいが、理解い

ただきたい」等の見解が表明されました。

早川闘争委員長は、「すべての要求が実現できたわけではないが、組合員の割合が多くない中で、真摯に要求に向き合っていただいたと受け止めている。労金サービスの収益構造は理解しているが、一時金について満額の回答が示されたこと、その結果、昨年度から、また一步前進することが出来たと判断している。交渉では、経営を取り巻く環境から、回答ができない理由だけではなく、要求項目に対する経営の考え方、交渉を通じて、社員に対する経営の思いも伝えていただいたと受け止めている。労働組合は、働きやすい職場、労金サービスで働くことに自信と誇りを持てるような職場を作っていくと考えている。そのために、労金サービスで働く仲間の加入をさらに進めていきたい。春闘の結果については、組合員に、しっかりと伝えていきたい」等を表明しました。

単組は、①年間一時金について、全社員の奮闘を受け止め、昨年実績を上回る労組の要求通りの回答となったこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（11単組／3月27日18時50分現在）

長野・北海道(金庫・関連)・四国・沖縄・セントラル・近畿(金庫)・北陸
九州(金庫)・九州(関連)・中国(金庫)・中国(関連)・東北(金庫)・東北(関連)
東海(金庫)・東海(関連)

以 上